

金銭等委託管理契約書

(目的)

第1条 甲がその入居する無料低額宿泊所〇〇〇において日常生活を営むに当たり、支障となる金銭等の保管および出納（金銭管理）について、無料低額宿泊所〇〇〇を運営する乙が甲の意思を尊重した管理を行うことで、甲が希望する経済的に安定した生活を維持又は促進させることを本契約の目的とする。

(規程の遵守)

第2条 乙は本契約の履行に当たっては、「無料低額宿泊所〇〇〇 金銭管理規程」を遵守する。

2 乙は本契約を開始するときには甲に対し「無料低額宿泊所〇〇〇 金銭管理規程」を配付し、その内容について説明を行う。

(対象金品)

第3条 甲は乙に対して管理を委託する金銭等は次のとおりとする。

(1) 預貯金口座

・ _____ 銀行 _____ 支店 普通口座 口座番号 _____ 名義
口座残高 _____ 円 (_____ 年 _____ 月 _____ 日時点)
(委託対象に○) 預貯金通帳 ・ キャッシュカード ・ 届出印 ・ (_____)

(2) 金銭（現金） _____ 円（本日時点）

(3) その他 _____

・ 口座が複数ある場合は記入欄を追加し、口座別に記載すること。
・ 金券を対象とする場合、額面を記載し、第7条の特約で「出納や一時返却は行わず契約終了時まで保管する」等管理方法を定めること。

(委託管理の内容)

第4条 甲は乙に対して、次の内容の金銭管理を委託する。

- (1) 預貯金口座に関する対象物品の保管並びに一時返却及び再預託
- (2) 現金の保管及びその出納
- (3) (1) (2) 以外の物品の保管

2 前項各号の手続を行う際はその都度、甲からの事前の申出により行う。

(契約の終了)

第5条 甲はいつでも本契約を解約することができる。

2 乙は、甲の意思が確認できず、乙が管理するのに不相当と認められるときには本契約を解約することができる。

3 甲が退居したときには本契約は当然に終了する。

4 本契約の終了にあたり、委託していた金銭等を甲が受け取らないときは、当該金銭等は退居時に残置された金品と同様の取扱いとする。

(損害賠償)

第6条 乙が本契約に基づく管理を怠って甲に損害に与えた場合、速やかに損害を賠償する。ただし、乙が十分注意したにもかかわらず生じた損害については賠償しない。

(特約)

第7条 「無料低額宿泊所〇〇〇 金銭管理規程」に定めるほか、次のとおり取り扱う。

特約事項：

(その他)

第8条 本契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、民法、その他の法令及び良識に基づき、甲及び乙が誠実に協議して定める。

以上、本日締結した契約の成立を証するために、本契約書を2通作成し、双方各自署のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（無料低額宿泊所〇〇〇入居者）

住所

氏名

乙（無料低額宿泊所〇〇〇運営者）

所在地

法人名

代表者